

大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方検討会規約

(名称)

第1条 本会は、大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方に関する検討、協議及びこれに関する連絡、調整等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 検討会は本目的に関係する団体等で構成する。

(検討会)

第4条 検討会に会長を置き、会長を静岡県交通基盤部都市局地域交通課長とする。

2 検討会は、別表に掲げる者により構成する。但し、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。

(運営)

第5条 会長は、検討会を招集し、これを主宰する。

2 検討会は、会場での会議のほか、Webを併用する会議、Webによる会議、書面による会議の中から、会長が選択して、開催することができる。

3 書面による会議を開催した場合、会長は次回の検討会でその結果を報告しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して資料を提出させ、又は検討会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 検討会は、原則として公開とする。ただし、会長が非公開が適当であると判断した場合は、この限りではない。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、静岡県交通基盤部都市局地域交通課及び中部地域局地域課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年3月22日から施行する。

別表

大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方検討会構成員

所属	職名
国土交通省中部運輸局交通政策部交通企画課	課長
国土交通省中部運輸局鉄道部監理課	課長
国土交通省中部運輸局鉄道部計画課	課長
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	首席運輸企画専門官
静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課	課長
静岡県経営管理部中部地域局	次長兼地域課長
静岡市都市局都市計画部	交通政策・MaaS 担当部長
島田市地域生活部	部長
川根本町	副町長
中部電力(株)再生可能エネルギーカンパニー静岡水力センター	業務課課長
大井川鐵道株式会社	代表取締役社長
静岡県交通基盤部都市局地域交通課	課長
その他	会長が指名する者